

源泉所得税について

今回は、**社員への給与や賞与の源泉徴収以外**の報酬等の源泉徴収について説明をしたいと思います。

⑤ 源泉所得税と所得税の違い

「源泉所得税」は「所得税」の一種ですが、通常の所得税とは税金の納め方が異なります。所得税は、原則として仕事をする（=お金をもらう）人が、自分の所得と税額を計算して納めます。ただ、給与や所定の報酬・料金等については、仕事を依頼した（=お金を支払う）会社が給与や報酬・料金等の支払いの際に、決められた方法で計算した所得税を差し引いて支払い、あとでその差引いた所得税を国に納めることになっています。これを「源泉徴収制度」といい、この所得税の事を「源泉所得税」というのです。仕事を依頼した会社が、仕事をする人の代わりに、その人の所得税を前払いすることになります。

⑥ 源泉徴収をする義務があるひと

源泉所得税を差し引いて、それを国に納める義務がある会社や個人のことを源泉徴収義務者といいます。源泉徴収をする義務は、原則として、その支払いをする人すべてにあります。ただし、常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人は、その支払う給与などから源泉徴収をする必要はありません。一方、会社の場合は必ず源泉徴収義務者となります。以下、源泉徴収をする（=給与や報酬・料金等の支払いをする）方を「会社」として記述していきます。

⑦ 源泉徴収が必要な報酬・料金等

会社が従業員に「給与」を支払う際には、必ず源泉所得税を差し引きます。給与ではなく「報酬・料金等」については、源泉徴収が必要なものとそうでないものがあります。それでは、どのような報酬・料金等に、源泉徴収が必要となるのでしょうか。源泉徴収をする必要がある報酬・料金等の範囲は、その支払いを受ける人が、個人か法人かによって異なります。下記の表のことから、馬主以外であれば、支払う相手が法人の場合、源泉徴収は不要です。支払う相手が個人の場合に「源泉徴収が必要かどうか」を判断することになります。

支払先が 個人の場合	<ul style="list-style-type: none">■ 原稿料や講演料など■ 弁護士、公認会計士、司法書士、社労士、税理士等の資格を持つ人に支払う報酬・料金■ 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬（個人開業の病院や歯科医院）■ プロ野球選手、プロサッカー選手、プロテニス選手、モデル、外交員などに支払う報酬・料金 映画、演劇その他芸能、テレビ放送等の出演等の報酬・料金■ ホテル、旅館などで行われる宴会等において、客に対して接待等を行うバンケットホステス・コンパニオンや、バー・キャバレーなどに勤めるホステスなどに支払う報酬・料金■ プロ野球選手に支払う契約金など■ 広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金
支払先が 法人の場合	<ul style="list-style-type: none">■ 馬主である法人に支払う競馬の賞金

実務上判断に迷うケースで、「源泉徴収が必要」なもの

- 原稿料、書籍の監修料（試験問題の出題料や答案の採点料、ラジオ・テレビその他のモニターに対する物は対象外）
- 書籍・新聞・雑誌等の挿絵の報酬
- パンフレット・雑誌等に掲載するためのカメラマンに支払う撮影代（撮影された印刷物そのものは対象外）
- 作曲、編曲のための報酬
- デザイン料（デザインされたものの印刷、看板書きなどは対象外）
- 書籍の印税など著作権の使用料
- 講演料（ラジオ、テレビその他のモニターに対するものは対象外）、速記料
- 弁護士・公認会計士、司法書士、税理士・社労士・中小企業診断士等（行政書士は対象外）への報酬・料金
- 演奏料

⑤ 源泉徴収する必要があるのにしなかった場合

加算税等のペナルティは、報酬・料金を支払う会社側に生じます。仕事をした受取側ではないので注意が必要です。仮に、受取側からの請求書に源泉所得税の記載がなく、報酬額の満額で振り込むように書いてあったとしても、源泉徴収をする義務は、お金を支払う会社側にあるのです。そのような場合は、相手の仕事の内容を確認した上で、源泉徴収をする必要がある旨を伝えて源泉徴収しましょう。

ただし、仕事の内容が源泉徴収の対象ではないのに、「源泉徴収する義務は会社側にあるから、対象ではないかもしれないけどとりあえず徴収しておこう」というのはよくありません。

受取側が確定申告をすることで、最終的にはその人の所得税の金額に変わりはありませんが、源泉徴収が必要ではない報酬・料金等からは源泉徴収しないようにしましょう。

⑥ 源泉徴収する金額の計算

■ 給与の源泉徴収税額は「給与所得の源泉徴収税額表」によって自動的に決まります。

■ 報酬・料金等の源泉徴収税額は、原則、報酬・料金等の額の10.21%です。

ただし、同一人に対して1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20.42%となります。なお、計算した結果1円未満の端数があるときは、切り捨てます。

・源泉徴収する金額

支払金額 (= A)	税額
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円}$

* 司法書士・土地家屋調査士に支払う報酬については、報酬・料金等の額から1回につき1万円を超えた部分の10.21%です。

その他プロボクサー、外交員、ホステスなども、一定額を超えた部分の10.21%となります。

⑦ 源泉所得税の納付の仕組み

源泉所得税は、仕事を依頼した会社が、給与や報酬・料金等の支払いの際に、源泉所得税を差引いて支払い、あとでその差引いた源泉所得税を国に納めます。仕事をした人の所得税の一部をあらかじめ納付させるという仕組みです。差引いた源泉所得税は、原則として、その給与や報酬・料金等を支払った (=源泉徴収をした) 月の翌月10日までに納付します。

例えば、2月分の司法書士の報酬を3/1~3/31までに支払った場合、4/10までに納付します。

ただし納期の特例を受けている場合は、1月~6月までに支払った分は7/10まで、7月~12月までに支払った給与の分は翌年1/20までに納付します。

報酬・料金等は、原則、納期の特例は適用されません。ただし、報酬料金のうち、弁護士・司法書士・税理士等資格者に支払うものは、納期の特例を適用できます。

また、給与と、弁護士等資格者に支払う報酬の源泉所得税の納付には「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」という納付書を使い、その他の報酬・料金等に係る源泉所得税の納付には「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」という納付書を使います。



ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。